資料１

「第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」の策定経過等

時　期	内　　容
平成１５年１１月２６日	**第１回検討会** ○　遺伝子組換え作物をめぐる動きについて ○　第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針の考え方について（意見交換）
１２月２２日	**第２回検討会** ○　第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針（案）について
１２月２６日～ 平成１６年　１月２３日	第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針（案）についての意見・情報を募集
２月２３日	**第３回検討会** ○　第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針（案）及びパブリック・コメント手続に寄せられた意見・情報について
２月２４日	第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針を公表するとともに、農林水産省所管の試験研究を行う独立行政法人へ通知 注：上記のほか、都道府県、関係府省、団体等に対し、参考として通知
平成１７年　４月１２日	平成１７年度における第１種使用規程の承認を受けた組換えイネに係る栽培実験の留意点を公表・通知 （通知先）同上

写

１５農会第１４２１号

平成１６年２月２４日

農林水産省所管の試験研究を行う独立行政法人　理事長　殿

農林水産省農林水産技術会議事務局長

「第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」の策定について

このことについて、別紙のとおり「第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」を定めたので、第１種使用規程承認組換え作物に係る栽培実験については、本指針を遵守の上、実施されるようお願いします。

（注）別紙の「第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」は添付省略。
上記独立行政法人の他、関係行政機関、団体等に対しても通知を発出。

写

１７農会第５４号

平成１７年４月１２日

農林水産省所管の試験研究を行う独立行政法人　理事長　殿

農林水産省農林水産技術会議事務局長

平成１７年度における第１種使用規程の承認を受けた組換え作物に係る栽培実験の留意点について

農林水産省所掌に係る試験研究を行う独立行政法人の各研究所及び各研究センターが「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号）第４条又は第９条の規定に基づき第１種使用規程の承認を受けた組換え作物を用いて自ら又は委託を受けて行う栽培実験（以下、単に「栽培実験」という）については、国民の理解の下で円滑に行われるよう、「第１種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」（平成 16 年２月 24 日付け 15 農会第 1421 号農林水産技術会議事務局長通知。以下「指針」という。）を遵守の上、実施するようお願いしているところです。

平成１７年度においては、昨年度のイネの花粉飛散と交雑に関する調査研究の結果（別紙参照）を踏まえ、本指針による措置に加え、下記の点を考慮し、指針第２の１に規定する栽培実験計画書の策定を行ってください。

なお、本年秋以降、これまでの指針の運用結果及び平成１４年度から１７年度にかけて実施している「遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究」の結果等を踏まえ、指針の見直しを検討することとしており、下記の留意点は、それまでの暫定的な措置であることを申し添えます。

記

栽培実験対象作物としてイネを用い、指針第２の２の（２）に規定する隔離距離によらない交雑防止措置を採らない場合は、指針第２の２の（１）に規定する隔離距離による交雑防止措置に加え、栽培実験に用いる栽培実験対象作物であるイネ（以下「実験対象イネ」という。）と指針第１の２に定義する同種栽培作物等であるイネ（以下「栽培イネ」という。）との隔離距離は２６ｍ以上とし、実験対象イネとその周辺（26ｍ近辺）にある栽培イネの出穂期が２週間程度以上離れるよう、それぞれ植付日を調整すること。

（注）上記独立行政法人の他、関係行政機関、団体等に対しても通知を発出。

（別　紙）

調査研究名	イネの花粉飛散と交雑に関する調査研究
実施機関	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構東北農研センター
調査研究期間	平成１４年～１７年

平成１６年度における調査結果の概要

花粉親であるイネ品種「おくのむらさき」の出穂期に、一定方向の風が吹く気象条件の下で、

① 種子親であるイネ品種「ヒメノモチ」の出穂期が「おくのむらさき」の出穂期と一致した場合には、「おくのむらさき」から最長25.5m離れた風下側の位置の「ヒメノモチ」で、「おくのむらさき」との交雑種子が検出された。

②「ヒメノモチ」の」出穂期が、「おくのむらさき」の出穂期よりも２週間程度遅れた場合には、「おくのむらさき」に近接する「ヒメノモチ」においても交雑種子が検出されなかった。